

令和7年度(2025年度)第1回インクルーシブ教育に係る検討委員会
議事録(要旨)

日時:令和7年(2025年)5月27日(火)

会場:熊本県庁本館審議会室

※本議事録(要旨)は、各委員の発言のみ記載する。

1 開会

2 教育長挨拶

3 会議の公開・非公開の決定

<菊池委員長>

インクルーシブ教育を推進していくということは、熊本県のみならず世界的な潮流となっている。学校の中で、場を一緒にするというだけでなく、障がいのある子どもたちがしっかりとした専門的な教育を受けることができるということを、いかに両立させていくかが大事であり、この検討委員会における1つの命題であると考えている。

委員の皆様からの多角的な御意見をいただきながら、より良いインクルーシブ教育のあり方について、模索していきたい。

今回もすべて公開という事でよろしいか。(異議なし)

それでは、すべて公開という形で行わせていただく。

4 議事日程の決定

<菊池委員長>

次に、本日の議事日程について確認する。今年度初めの会議となるので、特別支援教育の現状と昨年度の取組について、事務局の方から説明していただきたい。そして、議事については、事務局の説明後に、委員の皆様からの質疑応答をあるいはその意見交換を行いたいと思うが、そのような流れでよろしいか。(異議なし)

5 特別支援教育の現状と昨年度の取組の共有

<菊池委員長>

それでは早速だが、昨年度の取組も含め、現状認識について事務局の方から説明をお願いします。

(事務局(特別支援教育課)による説明)

<菊池委員長>

それでは、質疑応答と意見交換を行う。各委員の方から御質問や要望、御意見等あればお願いしたい。

<西委員>

スライド5の説明を詳しく伺いたい。通級による指導がなくやむを得ず特別支援学級在籍で通常の学級に行かれたとあるが、Aさんは通常の学級にいたが、こういうことができなかったというようなことを具体的に教えていただきたい。

<菊池委員長>

通級による指導と一言で言っても障がい種は幾つかあるので、把握している範囲でどのような障がい種で、どのようなお子さんであったかが分かればお願いしたい。

<事務局>

ここで示しているのは、自閉症・情緒障がい学級の通級による指導である。通級による指導については、13人の対象者がいる場合に学級が設置される。ただ、1つの学校だけでは13人の希望者がいない場合があるので、A学校が3人、B学校が5人など、いくつかの学校を巡回する通級による指導を行っている。しっかり支援しながら、通常の学級での学びを支えていく。それが難しい場合は、特別支援学級を選ぶようになっていたが、通級による指導があれば、通常の学級で授業を受けながら、障がいからくる苦手なところに関して指導を受けられると理解している。

<西委員>

通級指導教室の設置がない学校の子どもは、設置がある学校に行って授業を受けることになるのか。

<事務局>

通級指導教室を設置している学校に通う場合もあるが、本課で今回実施したのは教員が小学校、中学校を巡回して通級による指導を行うものである。

<西委員>

その場合の授業は、御本人はどこで受けられるのか。

<事務局>

一部、障がいからくる苦手さに対応するために、通常の学級の児童生徒が校内の別の教室で授業を受けている。

<菊池委員長>

補足というか、考え方の整理をしたいと思うが、自閉症・情緒障がい学級への在籍と、通級による指導というのは、いわゆる卵が先か鶏が先かの話になる。つまり、自校に通級指導教室がないから自閉症・情緒障がい学級に入り、通常の学級に交流及び共同学習として入っている場合もあるし、自校に通級指導教室があることによって通常の学級に在籍しながら、特別な場で特別な支援を受けることが可能になっている場合もある。だから、その辺り、卵が先か鶏が先かみたいな状況になっていることもあると思う。

義務標準法で定められている通り、児童生徒が13人に対して教員1人という割合で通級の担当者が配置されることになるが、通級があることで利用したい希望者は増えるので、その学校に設置しやすくなるが、通級がなく特別支援学級に既に子どもが在籍している学校は対象者13人が集まりにくい状況がある。

そのため、今回のモデル事業で、巡回型での通級による指導を立ち上げていることは、ニーズの掘り起こしができたと思う。事務局から、通級がなかった学校において、やむを得ず支援学級に在籍しているものが通常の学級に転籍できたと考察されているが、まさにその通りではないかと思っている。

そのことを踏まえると、他の自治体で、通級による指導の拡充が、もう1つのキーワードになってくる。そういった取組を行っている自治体があるか、委員の皆様あるいは事務局の持っている情報等を出していただきたい。

<事務局>

県内で巡回型の通級を行っている自治体は、古くから取り組んでいるところが菊陽町になる。町全体で、通級による指導ができるような状況になっている。あとは、南関町、美里町、水俣市、モデル事業で行った錦町、八代市である。今年度から芦北町も始めた。

<菊池委員長>

巡回型の通級指導教室、通級による指導は東京都が先端的にやっているが、いろいろ課題もあると聞いている。常設されている教室で指導しているわけではないので、教材の確保、落ち着いた空間を作るための設備をどうするか、教員が学校に張りついていないことから校内の連携がとりづらいなど様々な課題があると伺っている。県内でもそのように巡回型の通級による指導の課題について聞き取り

等を行って、第2回目までに課題を洗い出していきたい。

<塘林委員>

昨年の1回目のときに確認した部分であるが、学校教育法施行令22条の3に示される視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の特別支援の学校は設置されているが、特別支援学級には、今議論に出された自閉症情緒障がいの学級を設置するなど、いろいろな決まり事があるということで理解していくことで良いか。

<菊池委員長>

法的な位置付けの問題なので、分かる範囲で確認したい。特別支援学校は学校教育法72条において障がいの5類型として視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱と定めている。特別支援学級は同法81条で、障がいの種別は先ほどの5類型に加え、その他の障がいを定めており、そこに自閉症や言語障がいなどが入ってくる。特別支援学級と特別支援学校の対象とする障がい種別は異なっている。

<塘林委員> 高等部には、いわゆる自閉症情緒障がいという学級はないか。

<事務局>

ない。特別支援学校は先ほどお示しいただいた視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、病弱、肢体不自由の5つ、あと重複障がいの扱いになっている。

<菊池委員長>

高等部になると情緒障がいの学級はない。ただ解釈として、病弱の中に例えば心身症的な、いわゆる精神障がい系も含むという場合があるので、少し幅はある。自閉症情緒障がい、学習障がい、ADHDのような発達障がいは特別支援学校の障がい類型には入っていない。

<西委員>

療育手帳の分類が熊本の場合、A判定B判定で4つに分かれているが、静岡県では療育手帳の分類にC類型があって、そのC類型は自閉症情緒の知的障がいがない方々が手帳を取得が可能で、それに対するサービスはある。学校に関しては、5類型になった場合は、全然入れないこともあるが、多少知的がある、凸凹がある方も入れるかということが、県単位の判断になっており、全国的には統一されていないと伺っている。

熊本はそういう境界域の人、親御さんが特別支援学校を希望することもある。ひのくに高等支援学校もあるので、療育手帳があった方が良いので、入学してから取得される方もおられる。熊本県は柔軟な方だと感じているが、肌感覚として熊本県はいかがか。

<菊池委員長>

療育手帳の判定については、福祉分野の話なので、県で言えば障がい者支援課が所掌する話ではないか。都道府県単位ごとに基準ないし制度を位置付けている状況である。県によって判定の仕組み、基準にかなり差があるという実態を厚労省が既に把握しているため、統一の基準であるとか統一の判定システムを現在開発して試行されていると聞いているので、徐々に統一されてくると思う。

また、学校の判定に関しては、学校教育法施行令第22条の3や、文科省の通知によって、特別支援学校の対象、特別支援学級の対象とする基準は示されているが、医学的に見れば基準は曖昧な形で示されている。解釈の仕方や地域における特別支援教育の体制整備の状況等によって変わってくるので、判定を柔軟にできるように、あえて柔軟な形で示されていると思われる。

実際、私も熊本市の就学支援委員会の委員長だが、例えば、そのニーズの中に、お子さんの障がいの状態だけではなく、家庭の状況、通学に関する時間、保護者の負担、福祉サービスを利用できるのかといったようなものも含めて、就学先を最終決定しなければいけない。

例えば、特別支援学校の対象となる障がいの基準が固まっていると、柔軟に対応できなくなるので、曖昧な言い方、解釈次第で取れる基準をある程度設けると理解している。その地域の体制整備の状況に応じて考えていくことだと思う。

本委員会では、その体制整備の方向性を打ち出したいと思っている。その他、御意見はあるか。

<疋田委員>

モデル校での効果で、職員集団の児童生徒理解を深めたことに関して、もう少し詳しくお伺いしたい。

まず、指導担当者のみだったのか、特別支援学級を利用するときに、小児科などの医療機関にかかっているお子さんの場合には、医療機関との情報共有、学校職員間で多角的に支援方法を検討しているかを伺いたい。

八代市や錦町に御住まいの方は、熊本市内まで来ないとは受診は難しく、八代市内でも限られていることを現場でもよく聞くため、そことの連携があったのか。また、放課後デイサービスを利用しているお子さんも多くいるので、連携しながらやっていたのか、他の関係者なども含めた連携をしていたのかをお聞きしたい。ま

た、同じクラスの子どもたちに、どのような変化があったのか、情報等あれば教えていただきたい。

<事務局>

職員集団の児童生徒理解を深めたという点に関しては、特別支援学級の中には、別の場所で学んでいるので、通常の学級の先生は交流では来るものの、特別支援学級の先生が中心になって指導が行われている。それが通級になったとき、籍は通常の学級になるので、通級による指導は週に1回から2回になるので、身につけた内容を、通常の学級の先生がしっかりと生かす必要が出てくる。もちろん、教科担任の先生たちも理解しておかなければならない状況になるので、学校全体での理解が深まる。医療との連携や、同じクラスの子どもたちの変化については、確認していないので、モデル地域で確認し、御報告する。

<菊池委員長>

通級による指導を行うことによって、例えば通常の学級の教員に通級による指導担当者が働きかけるので理解が深まったとの話だが、それだと固定型の通級指導教室と、今回のモデル事業で行った巡回型の通級指導教室における差がよくわからない。巡回型でも常設型の通級指導教室と同じ効果が得られたという話なのか。それとも巡回型の方が、第3者的な視点から意見を言えるので効果があるのか。

<事務局>

巡回型にすることで、小規模校でも通級による指導を導入できた。巡回型の通級による指導を行う先生が学校に不在のときには学校内でしっかりと情報を共有していただく必要性が生まれる。その分、連携は、他校も含めて深まっていったと思われるので巡回型ならではの成果はあったのではないか。

<菊池委員長>

巡回型の通級による指導は大きなポイントであると思う。郡部では隣の校区の学校に他校通級するにしても結構、距離がある。保護者の共働きの割合も増えてきている中で、現実的にはかなり無理があると思っている。

巡回型が、常設型の通級による指導と、同じような効果、あるいはもっとメリットがあるのかを分析して、打ち出していきたい。

<福井委員>

巡回型の通級による指導の頻度が分かれば教えていただきたい。あと通級による指導を充実させていくことで通常の学級に通える生徒が増えるため、通級によ

る指導のあり方を見直していく方向性は良い。すでに利用者数が、増えてきている中で、担当する教員の数が、どの程度増えているかを示すデータがあれば教えていただきたい。

<事務局>

頻度に関しては、大体1人の先生が13人を担当するので、授業のコマ数として一人あたり週に1～2コマの指導を行う。あとは、巡回している学校の対象者数によって異なる。例えば、A小学校には1日、B小学校には半日とか、C小学校には3日間など、調整をされている。

通級による指導を受けている児童生徒は年々増加しているので、担当者数も年々増えている。

<菊池委員長>

担当者の単なる数の問題ではなく、通級指導教室の担当に見合う資質を持った教員の育成が課題だと思う。週に1～2時間程度の指導で成果出さないといけないため、特別支援教育の専門性が一番高い人でないと難しい。通級を増やしていくためには、専門性の高い教員の確保が必要であるので、御検討いただきたい。

6 議事1「令和7年度の取組について」

(1) 概要について

<菊池委員長>

1つ目の議事について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局(特別支援教育課)による令和7年度の取組の説明)

<菊池委員長>

では、概要に対する質疑応答と意見交換を行いたい。昨年度の会議での意見等も反映していただいたと思う。加えて、後程説明いただく文科省からインクルーシブ教育に関する事業と連動しているものも含めていただいているが、御意見等はないか。

<疋田委員>

オンデマンド研修コンテンツだが、各自のタイミングで見るとのことだが、県教委側で視聴したことを把握できるか、質問をキャッチする場があるかについて教えていただきたい。

<事務局>

オンデマンド研修コンテンツについては、研修システムの Plants(注1)にて事前の申し込みが必要な形になっている。視聴した後のアンケートで、感想等を記入するようになっている。現在、20分ぐらいの長めの動画と、1～2分のショート動画を作って、計20本ほど研修動画コンテンツとして掲載している。小中学校の先生方等に見ていただけるように周知を図っている。(注1:教職員がオンライン上で研修を行うシステム)

<菊池委員長>

Plants の場合は、受講の後、オンライン上で確認テストを受けて終了したかどうかを判断するシステムとなっているので、聞きっ放しにはならないはず。あとは県独自の研修コンテンツを作っていく話だと思う。

その他、ありますか。私の方からよろしいか。10ページの方向性4、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ機会や場を拡充するというところで、12番は先ほどのインクルーシブな学校運営研究事業で行われるということで、特別支援学校の高等部分教室と分教室が設置された高等学校のやり方は、沖縄県のやり方に近いと思うが、この方式を検討していただくのは現実的であり、良いと思う。

13番の特別支援学校と小中高等学校の交流及び共同学習については、どのようなイメージをしているのか。熊本支援学校と出水南小学校が交流を行っているが、保護者は居住地の小学校との交流を願っていることが多いので、どのような交流及び共同学習を一応想定しているのかを、事務局のイメージをお聞かせいただきたい。

<事務局>

居住地校交流も含めて交流及び共同学習において充実を図っていききたい。特別支援学校では、希望者に関しては居住地の学校と交流共同学習を進めてきている。後で説明する高校の一体的運営については、松橋西支援学校高等部上益城分教室と甲佐高校にて行事等の交流を丁寧に進めている。それをもう1歩踏み込んで、何がやれるかを研究していききたいと考えている。

<菊池委員長>

居住地域交流は、人間的な問題が絡んでくる。例えば特別支援学校の先生が居住地校までついていくことが難しかったり、責任の所在があまり明らかでなかったりする。

だから、特別支援学校のお子さんが居住地の学校の行事に参加するにしてもお客さん状態でしか参加できないこともあるので、東京都や埼玉などで実施してい

るような副籍の制度があると、小学校、中学校側にもその子どもに対するいわゆる教育責任も当然発生するわけで、居住地の学校にも居場所があることになる。希望するお子さんだけで良いので、そういった支援学校に在籍しているお子さんが、居住地のいわゆる学校に副次的な籍を置くという制度をモデル地区でも実施していくことを検討しても良いと思う。そのため、事務局に、先行地域の事例等を、分析していただきたい。

ただ、そうなると、小学校、中学校側にリソースがないじゃないか、という話が当然出てくるが、まずは小学校の名簿に、特別支援学校のお子さんの名前が掲載され、入学式や卒業式のときに、一緒に参加して、一緒に写真撮るだけでも良いと思う。このようなところも含めて御検討いただきたい。

<西委員>

私も副籍があるととても良いと思う。熊本市立あおば支援学校の希望されたお子さんが、地元の小学校のイベントに参加されたとき、事故が起きないかということでお母さんも一緒に行かれた。希望者がいたら必ず行くことになってくると、体制が大変と言われていた。その整備を前向きに考えていただければありがたいと思う。

<菊池委員長>

インクルーシブ教育なので、この問題、障がいのあるお子さんに限った話ではない。インターナショナルスクールに通っているお子さんも、名簿上は小学校、中学校に置いていることもあるので、その形にかなり近いではないか。

その多様なニーズに対して、多様な学びの学校のようなものができるわけなので、そのような観点も含めて、西委員が言われた人的なリソース等の課題もあろうかと思うが、御検討いただきたい。

<福井委員>

高校の通級のPRをしていく話があったが、現状としては、高等学校の通級による指導は8校と書いてあった。これは巡回ではなく、常時、先生がおられるということか。高校に入って課題に直面する生徒も結構多い気がしており、おそらく8校だけにとどまらず、様々な高校で必要性があると感じている。

どのような方向性でPRをされることを考えておられるのかをお伺いしたい。

<菊池委員長>

担当している教員はどういった形で担当するのも含めて改めて御説明いただきたい。

<事務局>

高校の通級に関しては、それぞれの学校に、担当者を配置するという形で、8校で行っているところである。これまでも、通級については会議等で話したり、ホームページで周知はしていたりするのだが、なかなか利用者数が増えない現状がある。特別支援学級からも6割程度の方が、高校に進学する状況がある中で、高校に入られて、通級も準備している中で、利用者数が増えないということについては精査をして、安心して高校で学べるような環境を作っていきたい。

<菊池委員長>

例えば、高校の通級をPRする場合、この学校に通級があるので入学をしないかというようなPRになると思う。つまりニーズがあるお子さんが、その高校を目指していく形になっていく。現状、通級を開設・設置している高校が、定員の倍率が高い学校ではなく、比較的入学しやすい学校に設置していることが多いようだが、先ほど福井委員が言われたのは、進学校でも実はニーズがあるのではないか、というご指摘だと思う。現在の8校の取り組みをPRするということは、他の学校に拡充する予定はないというように聞こえる。県の認識として、高校の通級のPRだけじゃなくて、他校にも広げていく計画はあるのか。

<事務局>

高校の通級も含めて、障がいがある生徒がしっかり高校で学ぶための取組については、検討していきたいと考えている。今後、必要性を把握しながら、検討していきたい。

<菊池委員長>

高校の通級の場合は、小中学校の通級と違って、おそらく加える形での通級指導とが行われていると思う。そうすると、放課後に学習が加わるといった負担感も含めて、利用者が増えないのだろうと思う。そのあり方自体も含めて、ニーズを分析していただきたい。

<疋田委員>

小中学校の通級と、高校の通級とでは、重きを置いている部分が違うことを、スクールカウンセラーとして訪問したときに感じた。高校では社会に出るためのコミュニケーションに重点が置かれている。その場にいる子どもたちは、それは別に何とかなるというか、問題意識がなかったり、それを身につける必要性を感じていなかったりする。そのような現状から、必要な子どもたちに必要なものが届いていな

いことを感じていた。

また、私も進学校と言われているところにスクールカウンセラーで行っているが、通級を利用しないまでも、特別な支援を必要とする生徒たちが入学している。大人数の中に入れたい、人の視線が気になって発表ができない、授業に出れないという理由で、別室利用など、学校も非常に工夫されている。中学校までは別室や保健室で過ごすなどして、一生懸命勉強もやってこられたことが、高校になると、出席日数等の壁に当たってしまい、学びたいけれども、自分の抱えている課題との折り合いがつけられなくなって、転学をするケースが最近増えている。別室登校はできないとはっきり言われるところもあるので、小中学校でやれていたことが、高校になると壁に当たる子どもたちに対して、何か考えなければならぬと感じている。通級のあり方、個別の支援も含めて考えていけると良い。障がいのある児童生徒の学びの質を高めることに関して、学習効果だけではなく、心の面も見えていけると良いと思う。実際、学校現場で、子どもたちに話を聞くと、「あの子何とか級の子だもんね」と言うことがある。別に差別しているわけではないが、それを言われた本人は「自分はみんなと違うんだ」と、孤立感を感じ、自己肯定感が下がったりするので、自分は自分として過ごして生きていいと思えるような取組をできると良いと感じている。

<菊池委員長>

今設置している学校は、いわゆる進学校ではないところが多いので、学習に対するニーズよりも、社会性に対するニーズが大きくなっていると思う。学校が変われば、ニーズも変わってくると思うので、その可能性も含めて御検討いただきたい。

支援とか配慮ができないと言われることもあるなど、高校における合理的配慮に対する教員の認識が甘いと感じる。障がい者差別解消法では合理的配慮は義務であり、そこに対する教員の理解を高めていく方向で考えていただきたい。それでは、(2)とともに学ぶ機会や場の拡充の研究と、(3)教員の専門性向上研修について御説明を事務局にいただきたい。後程また御意見ある方は、まとめてお願いしたい。

7 議事1「令和7年度 of 取組について」

(2)「共に学ぶ」機会や場の拡充の研究

(3)教員の専門性向上研修について

(事務局(特別支援教育課)による説明)

<菊池委員長>

ではここから、(2)とともに学ぶ機会場の拡充の研究、具体的にはインクルーシブ

教育学校運営モデル事業、(3)教員の専門性向上研修について御意見、ないしは質疑を行いたい。

<塘林委員>

多様性が必要な時代になってきている中で、ご本人が障がいの受容をできている、できてないところもある中で、今、説明いただいた高校からインクルーシブな学校運営モデル事業を展開するのは個人的には遅いと思う。できれば、小学校に上がる前、もしくは小・中学校のときに実施するのが良いと思う。

1981年が国際障害者年、国連の年に、障がいがある方々は就学が免除されていたが、学校に行くべきいうことで義務教育法ができ、現在、学校に通う状況になっている。その段階で、分離教育的に、特別支援学校もしくは特別支援学級ができたと思う。

それが決して悪いわけじゃなく、統合的な教育、全くのフルインクルーシブ教育を行い、障がいがある子どもさんもない子どもも一緒に学校で学んでいく環境を整備することができるなら、先ほど疋田委員が言われた、「この子は通級で来てるんだよね」とか、障がいのある子どもが「自分は、今日は通常の学級で学ばないもんね」と言うことはなくなっていくと思う。

内閣府の事業で、イタリアにフルインクルーシブ教育を、視察に行ったときに、障がいがある子どもたちよりも、逆に障がいがない子どもたちの方が、「障がいがある子どもたちに学ぶことが多いんだよ」と、学校の先生や障がいのある子どもを持つ親が言われていた。

だから、熊本県、もしくは日本の教育のインクルーシブ教育システムが決して悪いというわけじゃないが、高校からでは遅いような感じがする。

<菊池委員長>

子どもの発達段階に応じて、周囲の理解をいかに高めていくことは必要である。また、先ほどの疋田委員の話とも繋がるが、周囲の理解をどのようにしていくかについては、かなり時代が変わってきている。80年代から90年代ぐらいまでは、障がいがあることを包み隠すような感じで、周りの子どもと一緒にだと常に強調していたが、これだと、本人が特別なニーズを持っているということを伝えられないし、むしろ同調圧力が強くなり、当事者にとってはきついことになる。「みんな違ってみんないい」という多様性を認識して受容するという方向に舵を切るようになってきたのが多様性の社会であると言える。発達障がいも、以前は、その存在すら認められてなかった。それが今、かなり変わってきている。

「〇〇級の子どもだもんね」と言っている子どもの中には、おそらく何の差別的な意識もないまま言っていることがほとんどだと思う。多様性の認識はしている

が、それをポジティブにとらえるかネガティブにとらえるかは、周囲のあり方、我々大人も含めて子どもたちに多様性の意味をどう伝えていくかという問題だろうと思う。発達段階に応じて取り組んでいかなければいけない問題だと思う。是非、現場での好事例等を集積していただきながら進めてほしい。

<西委員>

小中学校は特別支援学級に在籍し、高校は進学校に進学した子どもが、現在、登校を渋るようになり、母親に送られている話を伺った。高校になってくると、学力が重視されて入試合格のラインが決められると思う。本人の困り感が表に出ないというか、気づかれていないとよく感じることもある。高校に進学したものの途中でやめて、フリースクールに行ったり、通信の高校を選んだりして、辞めていく子が最近多いと感じている。

保護者の方には、子ども自身が困っていること、苦手なことをオープンにして、小さい頃から表現できて、理解者を増やしておくのと良いと伝えている。

私の子どもは、知的障がいがあるが、小学校では、通常の学級に2年間通った後、支援学級に行くことになったが、その2年間は貴重な時間だったと感じている。先ほど、通常の学級の子どもが学びを得たということもあるが、大人になっても、私の子を気にしてくださる同級生もおられるので、そこが大事だろう。高校に通級指導教室があると言われても、「自分は障がいがない、あるいはあっても特に問題はないので大丈夫だから」と、選択しない方は多いと思う。私たちも、親が「うちの子は知的に問題ないから」と言われると、声のかけようがない。しかし、相談の場においてになるお母さん方の中には、とても困っているが、様々な福祉サービスがあるのをご存じないし、自分の家庭内で完結しておられる方もいる。そのため、親御さんに通常の学校でも学級でも困ったことがあったらちゃんと伝えて良いことを教えていただくような教育体制を、すべての学校にお伝えいただけたらといつも考えている。

<菊池委員長>

小中学校と異なり、高校では期末テストで点数をとって単位を取れるかどうかが進級や卒業の判定基準になるので、本人のプレッシャーは大きいと思う。高校でも合理的配慮を含めた様々な支援体制をしっかりと作っていくことが大事である。高校の先生方の中には、配慮をしていくということに対して当事者意識が少ないケースもあると思う。先ほど疋田委員もそのように言われていたので、研修の中で、しっかりと取り組んでいただきたいと思う。専門性向上研修の中でも、触れているかと思うが、高校の教員向けのをしっかりと作っていただきたいと思う。

他いかがでしょうか。専門性向上研修についても、裾野を広げるという意味での基礎的研修と学校で中核的にリードしていくようなプロパーを養成するという研修の2本立てが大事だと私が提案した。時間的にこれで十分かと言われたらよくわからないが、とりあえず実施していただきたいと思う。目標としては、是非、特別支援学校に1人ずつスーパーティーチャーがいるというレベルまで、専門性を上げていただくということが大事だと思う。特別支援学級や、特に通級は非常に専門性の高い人が必要なのでしっかりと養成も行っていたいただきたいと思う。

7 議事2「意見を聞く会について」

<菊池委員長>

この後は、意見を聞く会の議事となっている。事務局から説明をお願いしたい。
(事務局(特別支援教育課)による説明を行う)

<菊池委員長>

事務局から御説明があった通り、この委員会においては、専門的な知見を聴く場合に、外部の有識者を呼ぶことができるという規定がある。このインクルーシブ教育検討会の委員では、西委員は、保護者の立場ということで御参画いただいているが、「Nothing about us without us(当事者である私たち抜きに私たちのことを決めないで)」という大事な観点があるので、当事者の方の御意見を聴く会を本委員会の中で設けたいと思う。このことについて、お尋ねや御意見とかありましたらお願いしたい。

<塘林委員>

障がいのある当事者の方の意見を聴くことで賛成だが、先ほど言われました資料の3番の障がいの種別で圧倒的に多いのが、知的障がいのある方になるが、委員長が考えおられている、当事者の方のいろんな意見を聴くというのは、どのような障がいのある方なのか、提案はあるか。

<菊池委員長>

事務局とも相談していきたいが、現在、西委員が知的障がいのあるお子さんの保護者として入られているので、まずは他の身体障がいの方から御意見を聴いて、そのあと順番というか、障がいの種別ごとにお聴きしたいと思っている。

肢体不自由のある方か、あるいは視覚障がいのある方の数が少ない現状はあるので、そういった方々からお聴きできればと思う。他に御意見、御質問あるか。

また、皆さんにお伺いしたいことがあるが、この会は公開で進めているが、公開

ということを前提にすると、意見を聴く会に来ていただく方にプレッシャーになったり、それだったら行きたくないと言われたりすると思うので、公開するかどうかは、あくまでご本人の御判断に任せる形で、よろしいか。(了承)

他に御意見ありますでしょうか、もし御推薦とか具体的にあればそれでも良い。

<福井委員>

数の割合としても特別支援学級の中で多く、他の障がいのある方と少し違った見方をしているかなと思うのが、自閉症情緒障がいの方という気がするので、その声も聞きたいと思う。

<菊池委員長>

自閉症情緒障がい者の数は多いというところだが組織的なところで、どなたに聞けばいいのかは検討の余地があるかと思う。特に自閉症は半分ぐらいが知的障がいも合併しているという方が多いので、知的障がいの代表としてこられるのか、知的障がいがない自閉症情緒障がいの方としてお呼びするのかで検討の余地があるかと思う。枠組みとして、自閉症情緒障がいについては、中学校や高校になってくると、精神障がいのある方も多いので、そうした団体に、どなたか推薦していただくということはある。事務局とも相談させていただければと思う。他いかがか。

<疋田委員>

以前、大学の方で、視覚障がいの方で講演もされていて、啓発活動をされている方の研修を受けたことがあるのですがけれども、非常にわかりやすく、どういったところに困り感を持っているのかとか、具体的に聞いたことが大きな学びになった。今回、お呼びする方は、いろんなところで啓発されておられる方をお呼びするような形になるのか。

<菊池委員長>

そこはこれからだが、私の個人的な思いとしては、地域に根差した活動をされている障がい当事者の方の御意見をたくさん聞きたいと思っている。必ずしも講演で全国を飛び回っているような方を呼ぶとかいう話ではなくて、この熊本の地域で例えば暮らしてこられて、その地域の課題等とか、それを当事者の視点から実感されているような方に御意見を聞きたいと思っている。その辺は幅広く人選したいと思っている。

あと、とりあえず当事者の方から御意見を聞くことを進めたいとは思っているが、必要に応じて当事者以外に、例えば専門家の方など、現在は我々5名、それぞれの代表として集まってきているが、このメンバーに閉じることなく、様々な意見

を聴取するというような形で順次進めていければと思う。何かありました事務局の方にお伝えいただければと思う。

<塘林委員>

先ほど委員長が言われた当事者の方々を抜きに考えないでくださいということ、実現ができるかどうかかわからないが、実際に学校に通うのは、子どもたちであり、その意見を聞くのはどうか。高校を卒業された18歳以上の方に聞くとか、もしくは実際に通っている子ども達に聞くことについてはどのようにお考えなられているか。

<菊池委員長>

事務局と相談させていただければと思う。未成年の方がこの委員会に入って話すことができるかということは相談させていただければと思う。意見表明ということでは、保護者を通したインタビューやアンケートのようなものでも子どもたちの意見を聞けると思う。この場に来るのは難しいと思う。御意見は検討したい。

<西委員>

私はKDFという熊本障がいフォーラムという組織にも入っている。障がい団体の方、当事者団体の方もおられるので、投げかけてみようかと思っている。以上です。

<菊池委員長>

依頼は事務局の方から正式な形で行うので、事務局と御相談いただければと思う。他いかがか。特にないようなら時間が迫っているので、これにて今回の検討委員会の方を終了したいと思う。

次回、委員会のあり方については、今回は、県の事務局の現状認識とこれから今年度の取り組み、来年度に至るまでの取組について御報告いただいたので、次回はまずは当事者等の意見聴取をその場で行えればよいと思う。また、今回、質問等も出たので、通級による指導に関する事例報告を行っていただければと思う。またインクルーシブ教育の方向性についても、また、多角的に御意見いただければというふうに思うが、そのような内容でよろしいか。

委員の方から、これを次回検討して欲しいといったようなこと等もあれば、お出しただければと思うがよろしいか。また、何かありましたら、事務局の方に御相談いただければと思う。今日、松本委員が御欠席なので、事前に御意見等を文書でいただいて、内容によっては松本委員の意見を紹介する予定だったが、かなり意見が盛り上がったので紹介する隙間がなかった。事務局の方でしっかりと意見

は反映していただきたい。それでは、こちらの方で事務局の方に司会をお返りする。

8 閉会

<教育長挨拶>

謝礼